

○ 当日出された質問及び回答

カテゴリ	Q	A
町名・町界	丁目の振り方や数にルールはあるのか。	これらには全国的な基準はなく、各市町村が実情を考慮し、判断することとなります。 本地区においては、アンケートの結果や街区数、面積を考慮し、3丁目に分けるのが適当という結論となりました。
町名・町界	仮換地に「街区・画地」が振られているが、将来振られる地番はその番号になるのか。	地番は、丁目と同様、町の起点に近い方から定めるのが、住民だけでなく来訪者にもわかりやすい住所となります。 これに対し、仮換地の「街区・画地」は、事業実施のため仮に振られた番号であり、地番の振り方とは直接関係ありません。 なお、地番については法務局の所管であり、市と組合で法務局と協議のうえ、決定することとなります。
町名・町界	住居表示のように「○番○号」とはならないのか。	本地区については、土地の地番を使って住所の表示としますので、住所を地番と切り離れた住居表示の「○番○号」ではなく、「○番地○」という表示です。 ただ、親地番の「○番地」が、住居表示でいう「街区番号」に該当するので、分合筆に左右されず、わかりやすい住所の表示となります。
町名・町界	今回の町名・町界変更後、今回と同様のことがないかぎり、住所の変更はないという認識でよいか。	お見込みのとおりです。
手続き	市が職権で行う変更手続きとして「住民票、戸籍、印鑑証明」と書いてあるが、今持っている印鑑登録証はそのまま使えるのか。	印鑑登録証は、引き続きご利用いただけます。
手続き	年金受給者だが、住所の変更手続きは必要なのか。	住所変更手続きには、どうしても職権で変更できないものがございます。 例えば、年金や銀行(通帳)の住所等については、手続きの先方が様々であり個々によって事情も異なるため、職権での変更はできません。 これらについて手続きが必要かどうかについては、先方へ個別にお問い合わせください。 なお、一般的なものにつきましては、「住所変更の手引き」にて、手続き期間も含め示させていただく予定です。
手続き	不動産登記の手続きとあるが、法務局が職権で全て変更できないのか。	不動産登記のうち、法務局が職権で変更できるのは表題部のみであり、権利部にある住所については変更できないため、ご自身で変更いただくこととなります。
手続き	不動産登記の住所変更にかかる費用はどのくらいか。	権利部の住所変更にかかる登録免許税は、区役所で発行する証明書を法務局へ持参した場合は無料となります。 ただし、司法書士等に手続きを依頼される場合、金額は依頼先により異なりますが、ご自身で費用を負担いただくこととなります。
手続き	町名変更後、直ちに行わなければならない住所変更手続きは、どのようなものがあるのか。	例えば、法人登記については「2週間・3週間以内」といった縛りがあるので、直ちに行っていただく必要がありますが、その他の手続きについては、基本的に、必要に応じて行っていただければよいと考えております。
手続き	運転免許証の話があったが、住所変更の手続きを必ずやらなければならない等の縛りはあるのか。また、期間に猶予期間はあるのか。	警察署に確認した際には、住所変更があったら速やかに手続きをするよう案内があったところです。 ただ、実際には「いつまでに」といった縛りではなく、本人確認書類として使用する場合に不都合があれば、その都度手続きを行っていただければよいと考えております。
手続き	電気・ガス・水道の住所変更手続きはどうなるのか。	水道については市の事業ですので、住所変更手続きは不要です。 電気・ガスについては民間事業者ですが、住所変更手続きが不要となるよう、各事業者と調整してまいります。
手続き	共働きなので、平日に休暇を取って手続きを行うのが難しい。市や警察署等の窓口を休日に開設することはできないか。	各種手続きに必要な「町名変更証明書」については、区役所の日曜窓口(毎月最終日曜日)で対応できますが、免許証の住所変更を休日に行いたい場合は、鴻巣の免許センターにて行っていただくこととなります。
手続き	法人だが、法人登記の変更手続きだけでなく、作り替えなければならないものもある。これらの費用負担はどうなるのか。	ご自身で負担いただくこととなります。
手続き	法人は、多くのものを変更しなくてはならない。変更手続き等については、なるべく早めに知らせてほしい。	できるだけ、早めにお伝えいたします。

カテゴリ	Q	A
手続き	「住所変更の手引き」は、例えば、運転免許証であればいつまでどこで行う、といった表記になっているのか。	各種手続きと窓口、時期について、表形式でまとめたものとなっています。わかりやすい資料となるよう、努めてまいります。
区画整理	清算金はいつ確定するのか。	清算金は、換地処分公告の翌日に確定しますが、事前に「換地計画の供覧」という手続きがあり、その際に、個別に説明させていただくこととなります。 時期は、換地処分の前年度(大間木水深:H27年度内、内谷・会ノ谷地区:H21年度内)を予定しております。
区画整理	町名変更について、組合から説明を聞く機会があるのか。	事前に「換地計画の供覧」という手続きがあり、その際に、個別に説明させていただくこととなります。
区画整理	清算金はいくら徴収されるのか。	清算金は、減歩だけでは調整しきれない部分を調整するためのお金であり、負担金とは異なります。減歩が少ない場合には清算金は「徴収」と、多い場合には清算金の「交付」となります。なお、金額については、工事が完了してから算定するため、現時点では確定しておりません。
区画整理	大間木水深地区が平成28年度換地処分予定に対し、内谷・会ノ谷地区は平成32年度換地処分予定となっている。なぜ、そんなに時間がかかるのか。	内谷・会ノ谷地区における平成26年3月31日現在の事業進捗率は、総事業費ベースで約48%となっております。調整池の造成工事に着手していることと、国道463号線付近(東側)に既存の住宅が多く、補償にどうしても時間がかかってしまうことから、内谷・会ノ谷地区の換地処分は平成32年度予定となっております。
区画整理	仮換地から換地になった時の登記費用の負担は？	一般換地については組合が登記を行うため、費用負担はありませんが、保留地については、所有権移転登記の費用が別途かかります。
区画整理	自分の土地の草刈りをしたいが、市外在住のため、その都度通るのが難しい。市で雑草を除去したり、市で契約している業者を紹介いただくことは可能か。	民地の草刈りを市で行うことはできないと思いますが、念のため、所管部署に確認します。 また、市で契約している業者を紹介することも難しいとは思いますが、シルバー人材センターもごございますので、ご活用ください。
区画整理	保留地の登記にお金はかかるのか。個人でできるのか。	保留地は、換地処分時にいったん組合へ所有権保存登記が行われ、その後、購入者への所有権移転登記が行われます。うち、所有権保存登記は組合の負担で行いますが、所有権移転登記については、購入者自身の負担において行っていただくこととなります。
区画整理	保留地の所有権移転登記について、費用がどのくらいかかるのか、概算でもいいから教えてほしい。	保留地に関しては、区画整理協会管理課の管轄となりますので、問い合わせがあったら対応するよう伝えます。
その他	この町名変更について、不明な点を聞きたい場合は、どこに窓口があるのか。	・町名地番整理について さいたま市 市民・スポーツ文化局 区政推進室 電話 048-829-1833 ・区画整理について さいたま市土地区画整理協会 電話 048-823-5221(管理課 … 保留地に関する問合せ) 048-823-5223(換地課 … 一般宅地に関する問合せ)
その他	「お知らせはがき」が足りなくなったら、余分にくれるのか。また、売ってくれるのか。	「お知らせはがき」の配布数については、1世帯あたり50枚、1法人あたり200枚という上限が郵便局によって決められているので、追加には応じられません。 また、このはがきは販売しておりません。もし足りない場合は、暑中お見舞いや年賀状など、個々にお知らせする機会にて、併せてお知らせいただくこととなります。
その他	仮に、郵便物が古い住所・古い郵便番号のままであっても、郵便局はきちんと届けてくれるのか。	「新旧住所対照表」を郵便局へ配布するため、当面の間は、古い住所の郵便物も新住所へ届けてもらえると思う。ただ、どのくらいの期間というのは、郵便局の担当者にもよるのでなんとも申し上げられません。できるだけ早く変更手続きを行っていただくよう、お願いいたします。
その他	配布資料や案内はがきにある地図では字が小さくてわかりにくい。もっと大きな地図がほしい。	検討いたします。 なお、新町界は、字水深と字内谷・字会ノ谷との字界(=区画整理地区界)と、都市計画道路(水深1号線)の2本となります。

カテゴリ	Q	A
その他	年配者はインターネットが使えない。インターネットもいいが、それだけでなく、他の手段での広報もお願いしたい。	あくまで、ホームページは補助的なものと考えており、手続き等については、文書で送付させていただきます。
その他	説明会に来られなかった人もいるので、当日の記録を公開してほしい。	ホームページにて後日公開いたします。